

## フォロワー参加型X(旧 Twitter)企画

### 「#南区いいところ撮り」募集要領

#### 1 目的

さいたま市南区（以下「南区」）内で撮影された写真をX(旧 Twitter)上で募集し、様々な角度から南区の魅力を発信することを目的とします。

#### 2 概要

南区内で撮影された写真を、ハッシュタグ「#南区いいところ撮り」をつけて投稿してもらう、フォロワー参加型の写真募集企画です。

投稿いただいた写真の中から一部を、主に以下の用途で使用します。

- 市報さいたま南区版
- 市ホームページ
- 南区役所公式X(旧 Twitter)（ヘッダー写真含む）
- 写真展
- 南区役所で作成するパンフレット、資料、冊子、映像
- その他、南区のPRに関すること

#### 3 対象

どなたでも参加できます。ただし、自身のX(旧 Twitter)アカウントを持ち、かつ南区役所公式X(旧 Twitter)アカウントをフォローしている方

#### 4 応募方法

- ① 南区役所公式X(旧 Twitter)「@MinamiSCPR」をフォロー
- ② 本文に「#南区いいところ撮り」をつけて、南区内で撮影した写真をX(旧 Twitter)に投稿

#### 例



※アカウントを非公開設定にしている場合は応募の対象外です。応募する場合は、アカウントの設定を公開にしてください。（「2 概要」の用途で使用する際、投稿時点でのアカウント名又はユーザー名を記載させていただく場合があります。）

※差し支えなければ、撮影時期や撮影場所を本文に記載してください。本文の内容も含めてご紹介させていただく場合があります。

※ひとり何枚でも応募できます。ただし、写真展の開催や各媒体への掲載にあたっては、おひとりに対し使用させていただく枚数を調整する場合があります。

## 5 応募期間

令和5年2月17日から当面の間

(募集を終了する場合は、別途公式X(旧 Twitter)等でお知らせします。)

## 6 選考

応募写真は、選考の上「2 概要」に記載された用途で随時使用させていただきます。南区役所公式X(旧 Twitter)をフォローし、「#南区いいところ撮り」をつけて投稿された写真は、「2 概要」に記載された用途で使用するものとし、応募者はこれに同意したものとします。応募者への写真利用許諾申請や使用する旨の連絡などはしません。

※選考の経過及び結果、選考基準等、使用写真の決定に関する問い合わせには一切回答しません。

## 7 注意事項

- ① 応募写真は、応募者本人が撮影した単写真のみ（組み写真、動画は不可）で、トリミング以外の加工をしていないものとします。
- ② 他のコンテスト等との重複応募は、当落の有無を問わずできません。
- ③ 写真の撮影は、安全とマナーに十分配慮し、公に撮影しても良い場所で行ってください。特に、公共の場所以外で撮影する場合は、事前に必ず所有者の承諾を得てください。
- ④ 人物が明確に映っている写真の場合、区において人物にぼかし加工をする場合があります。ぼかし加工を希望しない場合は、事前に本人（未成年の場合は保護者）の承諾を得ることを応募条件とします。
- ⑤ 応募した写真の著作権は応募者に帰属しますが、応募者は、さいたま市及び南区に対し、「著作権者人格権を行使しないこと」※<sup>1</sup>をご了承ください。
- ⑥ 上記①～⑤の注意事項に反して応募し、被写体の著作権や肖像権を侵害するような事態（トラブル）が発生した場合、さいたま市及び南区は責任を負いません。特に、本要領2に基づき写真を使用した結果、さいたま市及び南区または第三者との間に紛争が生じた場合は、応募者の責任と費用負担によって解決していただきます。
- ⑦ 本企画の応募等に必要な通信料等は、応募者負担となります。
- ⑧ 投稿する際は、「さいたま市南区役所X(旧 Twitter)運用方針」をご確認の上、遵守してください。

※<sup>1</sup> 応募作品に対して、さいたま市及び南区が「文字入れ」や「トリミング」、「ぼかし」などの加工を行う場合においても応募者としての権利は主張できません。

## 8 問合せ

南区役所コミュニティ課 TEL：048-844-7130 FAX：048-844-7271